

<対策のポイント>

遊漁船業の安全性の向上等のため、遊漁船業者の安全設備の導入にかかる支援を行う。また、地域の関係者からなる協議会を通じて、遊漁船利用者の安全確保や水産業の調和を図る取組を効果的に推進する体制を構築する。

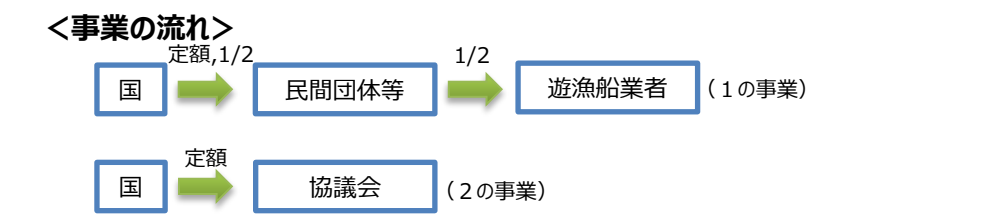
<政策目標>

遊漁船の年間事故隻数（H29-R3年平均：69.6隻/年）及び遊漁船業関連事故による年間死傷者数（同46.4人/年）を5年後までに半減する。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 遊漁船安全設備導入支援事業
- 遊漁船業者が導入する改良型救命いかだ等、業務用無線設備、非常用位置等発信装置等の安全設備の導入経費を支援します。
2. 遊漁船業協議会運営費
- 地域や海域の状況に応じた遊漁船利用者の安全の確保、漁場の安定的な利用関係の確保の取組を促進するため、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合等を構成員とする協議会の開催経費を支援します。



遊漁船の安全設備導入

改良型救命いかだ等の導入

業務用無線設備の導入

非常用位置等発信装置の導入



スライダー

荒天時に落水せずに乗り降り可能



海と陸上間で常時通信が可能



海難発生時に救難信号及び自船位置を発信

協議会の開催



協議事項（想定）

- 安全の確保に関しての漁業者との協力体制の構築
 - ・気象・海象情報の共有
 - ・海象発生時の共同での協力体制の構築 等
- 漁場の安定利用のための操業ルール等の確認